

横浜市旭プール・横浜市都筑プール
指定候補者選定結果報告書

令和5年9月

横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会

1 経緯

横浜市旭プール・横浜市都筑プールの第2期指定管理者の選定にあたり、横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会（以下、「選定委員会」という。）は、公募書類の確認や応募者の面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員（50音順）

委員長	齊藤 隆志	日本体育大学教授
委員	石黒 えみ	亜細亜大学准教授
	廣崎 英子	税理士（東京地方税理士会横浜中央支部所属）
	平井 孝幸	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長
	齋藤 由紀	公益財団法人日本水泳連盟副会長

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） 公募書類の審査	令和5年3月28日（火）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	令和5年6月15日（木） ～7月25日（火）
現地見学会兼公募説明会（7事業者） ※参加任意 ※申込は、令和5年6月21日（水）17時まで	令和5年6月27日（火）
公募に関する質問受付	令和5年6月27日（火） ～7月4日（火）
公募に関する質問回答	令和5年7月14日（金）
応募書類の受付（2団体）	令和5年6月21日（水） ～7月25日（火）
◆第2回選定委員会（傍聴者0名） 1 面接審査（プレゼンテーション方式） 2 指定候補者の選定	令和5年8月30日（水）

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市旭プール・横浜市都筑プール 第2期指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、面接審査として公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、次の評価基準項目1～10の合計122点及びその他加点・減点事項（+10点～-5点）で採点した上で、平均点を取って委員会としての点数としました。

選定基準	審査の視点	配点
1 事業者の状況（様式8）	(11点)	

施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。事業者の理念・基本方針及び業務実績などが公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	3点
基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策が示されているか。	3点
安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）	事業者の財務状況は健全か。天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績が示されている	5点
2 施設の平等・公平な利用の確保（様式9）（5点）		
公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが施設を平等・公平に利用できる体制について示されているか。	5点
3 施設の効用の最大限発揮（様式10）（25点）		
利用者本位のサービス提供	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	5点
広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策が示されているか。	5点
スポーツ教室等の計画	具体性のあるスポーツ教室の事業計画について示されているか。集客力を向上させるような魅力ある教室・イベント等の開催について、実現可能な計画が示されているか。	5点
自主事業の計画	利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する具体的な自主事業計画が示されているか。	5点
業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。業務水準向上のための職員育成や研修の計画が示されており、内容が適切か。	5点
4 本市の重要施策を踏まえた取組（様式11）（15点）		
個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など本市の重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	5点
第3期横浜市スポーツ推進計画を踏まえた取組となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりを後押しするため、子どもから高齢者までが、初心者であっても楽しく、気軽に参加できるイベントの提案や、健康づくりへの関心・関心のある方の行動に繋がるような支援策が提案されているか。 年齢や性別、子育て世代の親、障害の有無、国籍等に関係なく多様な主体が有する特徴の制約を受けずに、利用しやすいスポーツの場を充実するため、託児サービスの活用やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進、多言語・やさしい日本語への対応など具体的な対応策が示されているか。 	10点

	・施設の職員が研修に参加するなど、インクルーシブスポーツを推進できる取組が提案されているか。	
5 管理運営経費（様式 12）（23 点）		
利用料金収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	5 点
指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。指定管理料の設定が、横浜市の設定する上限額以下か	5 点
施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5 点
事業予算の計画	事業収支計画の根拠資料等が詳細に示されているか。	5 点
適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか	3 点
6 施設管理（様式 13）（15 点）		
メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の維持保全、保守点検計画及びその予算について示されているか。環境保持・環境保全への取組について示されているか。	5 点
快適な施設環境の提供	日常清掃・定期清掃はもちろんのこと、利用者がより快適に施設を利用できるような工夫等が示されているか。	5 点
修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等を考慮し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5 点
7 安全管理（様式 14）（10 点）		
平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか	5 点
緊急時の体制	事業体全体の危機管理体制について示されているか、また、補償体制について示されているか。	5 点
8 地域との協力（様式 15）（8 点）		
地域支援・地域連携	地域におけるスポーツ振興事業の取組や地域と連携した取組について示されているか。	5 点
地域貢献	地域貢献に対する取組みについて具体的に示されているか。	3 点
9 モニタリング（様式 16）（5 点）		
自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、PDCA マネジメント等の事業の改善策について示されているか。	5 点
10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組（様式 17）（5 点）		
新型コロナウイルス感染症等への対応	after コロナを見据えた今まで以上に多くの人々がスポーツに親しめるような事業展開の方針が示されているか。	5 点
合計点数（122 点）		
加減点事項		
市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業	5 点

	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 <p>※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること</p>	
前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	<p>実績が良好であるか。</p> <p>※第1期指定期間の管理運営実績の評価については、第三回選定評価委員会の評価結果を基に、評価を行う。</p>	+5～ -5

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 19 ページ 8 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

(1) 応募者の資格

法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体（法人格は不要。ただし個人は除く。）

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていること
- カ 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- ク 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- ケ 警備業の認定を受けていないこと。ただし共同事業体で、構成団体のうち水面監視業務を行う団体が認定を受けている場合は除く。

(3) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- ア カ～ケの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
- イ 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

6 応募団体

2団体から応募がありました。

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名 共同事業体の場合は、構成団体名
指定候補者	【共同事業体名】 よこはまプールサポート 【構成団体名】 株式会社ウエルネスサポート 株式会社日本水泳振興会 株式会社東急コミュニティー 株式会社協栄
次点候補者	【共同事業体名】 横浜ウォータープロモーション 【構成団体名】 国際ビルサービス株式会社 株式会社サンアメニティ 三洋装備株式会社 株式会社CUZMAT

8 得点

	選定基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	事業者の状況	11点	9.8	7.2
(2)	施設の平等・公平な利用の確保	5点	4.0	3.0
(3)	施設の効用の最大限発揮	25点	20.4	16.2
(4)	本市の重要施策を踏まえた取組	15点	11.4	9.0
(5)	管理運営経費	23点	19.0	14.8
(6)	施設管理	15点	11.8	9.6
(7)	安全管理	10点	8.0	6.6
(8)	地域との協力	8点	6.8	5.2
(9)	モニタリング	5点	4.2	3.0
(10)	新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組	5点	3.6	3.0
合計		122点	99.0	77.6
加減点 事項	市内中小企業等であるか	5点	5.0	5.0
	前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	5点	3.2	—
総合計			107.2	82.6

9 審査講評

(1) 指定候補者（よこはまプールサポーターズ）

具体的な実施方法を提示された提案が多く見られました。また、提案内容も予算積算に基づくもので、実現可能性の高い提案でした。一方で障害者利用に関する提案はありましたが、障害者の方が日常的にスポーツに触れられる提案が少ないように見受けられました。今後の運営の中で、指定管理者には定期的に障害者がスポーツを行えるような取り組み（障害者向け教室事業等）が行われ、またすべての人が分け隔てなく利用しやすい施設となることを期待します。

(2) 次点候補者（横浜ウォータープロモーション）

施設の基本的な運営や安全管理については評価できる提案でした。また、利用者の利便性向上等にかかる魅力的な新規事業の提案も多く見られました。一方で提案内容の実施方法及び必要経費の確保について具体性に欠けるものが見られました。